

中間動詞構文と責任性

山 田 佳 子

1. 序 論

(1)に挙げるような英語の中間動詞構文 (middle construction) はあまり生産的でなく、中間動詞 (middle verb) になれない動詞が数多くあることが知られている。

(1) a. Bureaucrats bribe easily.

b. This book sells well.

今まで中間動詞構文形成にかかる制約として被作用性 (affectedness) が多く言及されてきたが、この論文では、被作用性は中間動詞構文形成に関して十分な制約ではないことを示す。中間動詞構文は、Hale and Keyser (1986)、Fagan (1992) (もとは Van Oosten (1977, 1986)) で言及されている、責任性 (responsibility) という制約が関わっているといわれている。しかし、この責任性の概念は、このようないくつかの文献で言及されてはいるが、十分に深い考察はされてきていない。そこでこの論文では、責任性を中間動詞構文について文全体のレベルにかかる意味論的条件として位置付ける。そして、その責任性を用いて、中間動詞構文の特徴のひとつである副詞類との共起に関する事実についても説明を与えていく。

2節では被作用性制約 (Affectedness Constraint) を概観し、その問題点を指摘する。3節では責任性の考え方を紹介し、4節でそれを用いて副詞類に関する事実を説明する。

2. 被作用性 (Affectedness)

この節では中間動詞構文形成に対する制約と考えられている被作用性を考察し、それが実際は条件として十分ではないことを示す。

いくつかの文献において被作用主題 (affected theme) をもつ動詞のみが中間動詞になれる、ということが指摘されている (Roberts (1987), Hale and Keyser (1987))。Roberts は被作用主題を「状態の変化 (change of state) を受ける項、つまりある時間 T より前に成立していた項のなんらかの特性が、T より後には成立しない、という変化、あるいはその逆の変化を受ける項」(Roberts (1987: 210)) だとしている。この被作用性制約によれば、次の(2)(3)にあるような中間動詞構文の文法的、非文法的な例の多くが説明できる。

(2) a. This fabric launders nicely. (Fagan 1992 : 65)

b. This wood splits easily. (Tenny 1987 : 61)

c. Hot bread cuts easily. (ibid. : 87)

d. Robert persuades easily. (ibid. : 99)

(3) a. *The Eiffel Tower sees easily from my window.

(Fagan 1992 : 71)

b. *French acquires easily. (Hale & Keyser 1984 : 383)

c. *The answer knows easily. (ibid.)

しかし、上に述べたような定義のもとでの被作用性制約では、(4)のように説明できない例が多く残る。(4)の動詞 read、perform、record 等の動詞は、今論じている意味での被作用主題をとるとは考えられない。それにもかかわらず、適切に中間動詞構文を形成することができる。

(4) a. This book reads easily.

b. This play performs easily. (Tenny 1987 : 80)

c. This magnetometer data recorded easily. (ibid.)

これらの例についてある程度の解決を与えてくれるのが、Tenny(1987)における被作用性の考え方である。Tenny は被作用性を「状態の変化 (change of state)」ではなく「区切り付けされること (delimitedness)」に基づいて定義し

ている。

- (5) A verb is an *affectedness* verb iff it describes an event that can be delimited by the direct argument of the verb.
- (6) A syntactic argument is an *affected argument* iff it is the direct argument of an affectedness verb, and its referent delimits the event described by the verb.
- (7) A semantic argument is an *affected argument* iff it independently delimits the event in which it participates. (Tenny 1987 : 79-80)

例えば、消費、創造の動詞は、その目的語の空間的・時間的広がりがある動詞が表す出来事を計りだす (measure out)、つまり区切り付けする。translate a poem では翻訳のおわった部分の量、ripen a fruit のような変化を表す動詞では fruit の ripeness が、そして bribe the official のように抽象的な状態の変化の場合は bribedness が、出来事を区切り付けするものとなる。さらに出来事の継続時間がきわめて短い explode the bomb、split the wood のような場合でも、同様にその explodedness、splitness が出来事を区切り付けすることになる。Tenny のこの(5)(6)(7)の定義での被作用性制約の効果を中間動詞構文についてみると、これらの区切り付けされる動詞 (delimited verb) は適切な中間動詞構文を形成することがわかる。

- (8) a. Homer translates easily.
- b. This fruit ripens quickly.
- c. City officials bribe easily.
- d. Bombs explode easily. (Tenny 1987 : 87)

ここで先ほど問題になった(4)の例を(5)、(6)、(7)の定義で見なおしてみよう。(4) a、b ではそれぞれ this book、this play が、“read”、“perform” という出来事を計り出している、つまり区切り付けしているもので、c では記録された data の量が区切り付けしているものとなる。よって、各々被作用動詞 (affectedness verb) として認められる。このように、「状態の変化」の観点では read、perform、record は被作用項をとらないが、「区切り付け」の観点で被作用性が定義されると、それらの動詞は被作用項をとる動詞となり、中間動詞

形成に参加できることになる。以上のように、Tenny の被作用性の考え方は中間動詞構文形成の制約をうまくとらえているかように思えるが、詳しくみみるとそれでも説明できない次のような例が見つかる。

(9) a. She photographs well. (Tenny 1987 : 71)

b. This book sells well.

(9) a で、被写体の何が photograph という動作を区切り付けするのかがうまくとらえられない。また、(9) b が仮になんらかの方法で区切り付けされる動詞であると証明されても、(9) b と次の(10)の例の文法性の対比が説明できない。

(10) *This book buys easily.

さらに、Tenny は消費の動詞 eat について、

(11) Apples eat easily, but I don't like pineapples because they're too much trouble to eat. (Tenny 1987 : 87)

という例文を示しているが、彼女自身、注において、この例文の文法性は文脈によるところが大きく、eat や drink が普通は文法的な中間動詞構文を形成しないことを認めている。

— the fact remains that 'eat' and 'drink' do not form middles as readily as other verbs of consumption and creation. These verbs have peculiar properties for which I have no explanation.

(Tenny 1987 : 87)

Tenny の考え方では、このように「典型的な区切り付けされる動詞」と考えられる eat や drink について明快な説明ができない、という点においても問題があると思われる。そこで次節では、被作用性のように動詞とその主題項との間に課せられるような意味的制約ではなく、中間動詞構文が成立するために必要な、文の意味論的制約としての責任性の条件を紹介し、それが中間動詞構文の本質的な性質と一致することを示していく。

3. 責任性 (responsibility)

Hale and Keyser (1986)、Fagan (1992) (もとは Van Oosten (1977, 1986)) は、中間動詞形成にかかわる動詞と主題項の間の意味的關係には、「その動詞の(意味上の)目的語が、その動詞の表す動作に責任がある (responsible) 場合にその目的語は中間動詞構文の主語となる」という、責任性の考え方が関わるのであると提案している。

では、責任性という概念をもう少しはっきりさせよう。Hale and Keyser (1984)、Fellbaum (1985) 等において言及されているように、一般に中間動詞構文は、主語主題項についてその特徴を述べる総称文といわれる種類に属すものである。これらの文は状態的な文であり、過去のある一時の出来事を表すことができない、進行形で用いられない、命令形になれない、という特徴を持つ。中間動詞構文は、これらに全て当てはまる。

(12) a. ?Yesterday, the mayor bribed easily, according to the newspaper.

b. ?Grandpa went out to kill a chicken for dinner, but the chicken he selected didn't kill easily.

(13) a. *Kill, chicken !

b. *Translate, Greek !

(14) a. *Chickens are killing.

b. *Bureaucrats are bribing. (Hale and Keyser (1984 : 384-385))

これに加え、中間動詞構文の主語主題項は、その動詞の他動詞用法においては目的語に相当するものである、という構造的な特徴がある。動作主については、その存在は感じられるが、統語上は表されない。だから、他動詞構文で用いられた場合、通常(動作主が文の焦点となるので)焦点にはならない主題項が、中間動詞構文においては焦点を担うことになる。つまり、この構文では、文の焦点が(表されない)動作主項から主題項に移しかえられている。したがって、中間動詞構文では、主題項が焦点を担う、という特殊な役割配分の現れとして、他の種類の文では起こってこないような主語主題項の責任性、つまり動詞句の表す動作に責任のある状態、が起こってくるのである。

では、責任性の概念をもう少し具体的に明らかにしてみよう。主語名詞の特徴をのべる総称的な文である点では中間動詞構文と共通している、(15)に挙げる文を(16)の中間動詞構文と比較してみよう。

- (15) a. Birds sing.¹
 b. A dog barks.
 c. Elephants are big.

- (16) a. This book sells well.
 b. Bureaucrats bribe easily.

(15) a では、鳥の特性を述べているのだが、単に「鳥と言うものは鳴く」ということを述べているにすぎず、「鳥だからこそ鳴く」といったことは意味しない。また、(15) b でも同様に、「犬だからこそ吠える」ということは意味しない。(15) c についても、対象物“elephant”の属性を述べているにすぎない。これらの文では、主語に特別な強勢を伴う、といったようなことがないかぎり、有標な焦点の配分にはならないので、主語に責任のある読みにはならないのである²。一方、中間動詞構文(16) a では、確かに主語名詞 this book の特性を述べている点では(15)と変わらないのだが、「(この本の内容はなかなか良いので) この本だからよく売れる」ということを意味する。また、(16) b でも、「一般の人と比べて、官僚という種類に属する者は簡単に賄賂を受け取るものだ」ということが意味されている。つまり、(16)では、文の表す意味の中で、各々this book が sell という動作に、bureaucrats が bribe という動作に対して責任を負っている比重が高いといえる。

この様に、中間動詞構文には責任性に関わっていることが明らかになったが、Hale and Keyser (1986)、Fagan (1992) 等では、あまり多くはない責任性に関する議論の限りにおいて、責任性は「ある動詞が、その動詞の表す動作に関してその目的語に責任のあるような語彙概念を表す場合、中間動詞になり得る」というように、動詞の語彙概念のレベルに適用される制約として考えられているように思われる。しかし、後で具体例を示すように、責任性を左右するような文脈により文の容認性が変化する例もあることから、ここでは責任性は中間動詞構文の各々の文全体にかかる意味論的な条件であると考えられる。つまり、あ

る中間動詞構文の表す文の意味全体の中における主語主題項の責任性が問題なのである。そこで、責任性を次のように言い表わすことにする。

- (17) 中間動詞構文は、文の主語主題項が、動詞句の表す動作に責任のあるような状態を言い表わす場合に、容認可能となる。

この条件のもとで、(9)bと(10)の対比、つまり sell と buy を用いた中間動詞構文の対比について考えてみよう。sell と buy の語彙的な意味は LCS (語彙概念構造、Lexical Conceptual Structure) で表すと次のようになる。

- (18) a. buy : [x GET y IN RETURN FOR MONEY]

- b. sell : [x GIVE y (TO SOMEONE) IN EXCHANGE FOR MONEY]

buy とという行為は、行為者 x がお金を払うという行為を伴う。そしてそのために、x が y がお金を払うに値するものかどうかを思慮する、ということも起こってくるであろう。よって、buy という語を使って表される行為は、少なからず行為者に比重を置いた行為に言及していることになる。このような語彙特性を持つ buy を用いて *This book buys easily という中間動詞構文を作ると、buy という語を用いている以上、表されない動作主にも焦点がかなり置かれることになる。よって、「簡単に買えること」に対してこの本の責任性が低い状態になってしまう。つまり、動作主に強く比重の置かれるような語彙特性を持つ語を用いた中間動詞構文は、結果的に(17)の意味論的責任性の条件に合致しなくなるため容認不可能となってしまうのである。

一方、sell という語で表される行為では、買うかどうかを決定するのも、お金を払うのも、動作主である売手 x ではない。従って、sell を用いて形成された中間動詞構文 This book sells well では、動作主から焦点が外され、主語主題項に移されることができる。そのため、この本が「よく売れる」という特性を持つのは、例えばこの本の内容が良いせいである、といったような責任性の条件にあう読みを持つことになり、容認可能な文と認められるのである。

では、(9) a の動詞 photograph についてはどうだろうか。photograph という語は、

- [x TAKE PHOTOGRAPH OF y]

という語彙概念であって、buyのように動作主 x が何らかの特別な比重を受けるものではないため、中間動詞構文において動作主の焦点が取り除かれ得る。よって、「彼女は被写体として優れており、誰が撮っても彼女は美しく撮れる」というように、被写体である彼女が、美しく撮れることに責任があるような意味を持つことができ、容認可能な中間動詞構文となる。その動詞の語彙概念が動作主に比重の置かれる特性を持ち、その動詞を文中で用いると動作主を少なからず含意してしまうために主語主題項の責任性が低下する、という理由で(17)の条件に当てはまらず、中間動詞構文で用いられない(10)の buy に代表されるような動詞のほかの例には次のようなものが挙げられる。

(19) a. *The ball hits easily.

b. *Mary invites easily.

c. ??Ten miles walks easily in good shoes. (Tenny 1987 : 82)^{3,4}

動詞 hit の LCS は Hale and Keyser (1987) によると(20)のようになる。

(20) hit : [x, MOVING, COME FORCEFULLY INTO CONTACT
WITH y] (Hale and Keyser(1987 : 11)

(20)からわかるように、hit という動詞は、x 項の動きの様態を語彙化しているものである。また、b の invite の概念は次のようなものになるだろう。

(21) invite : [x ASK y TO COME SOMEWHERE]

(21)によれば、invite という動作は、招待された側が来るか来ないかは招待するという行為自体にはまったく無関係で、この語は専ら招待する側、つまり動作主側の意志に関わる行為を表している。(20) c の walk は、Levin and Rappaport (1992) の議論に従うと、次のような LCS を持つことになる。

(22) walk (directional) : [x GO TO y BY [x MOVE in-a-walking
manner]

ここからわかることは、主節の go も、手段の下位節 (means clause) に現れている walk については得にそうだが、問題となるのは歩いていく動作主 x の意志である。以上のように(19)に現れている動詞は全て、動作主項に重きの置かれる語彙概念をもっている。故に、これらは全て buy と同じ説明で中間動詞構文からは排除されるのである。

中間動詞から排除される例の中には、動詞の用法の特性から(17)の条件を満たせないものもある。二重目的語構文がその例である。二重目的語動詞から中間動詞構文が形成されないことはFagan (1992) で指摘されている。

- (23) a. *Small packages ship most costumers easily.
 b. ??Small packages ship to most costumers easily.
 c. Small packages ship easily. (Fagan 1992 : 79)

(23) a、bのように、二重目的語動詞で、2つの目的語のうち主題項を主語とし、着点項も全体像に入れた中間動詞構文を形成すると、本来主語主題項のみ集中されるべき焦点が着点項にも向けられ、焦点の分割が起こってしまう。それに伴い、動作の責任性も2つの物体に分割してしまい、(17)の条件を満たすことができず容認性が悪くなると説明できる。

中間動詞構文になることのできない動詞の大きな類として、心理活動 (psychological activity) を表す動詞が知られている。

- (24) a. *This poem understands easily.
 b. *French acquires easily.
 c. *The answer knows easily.

(17)の責任性は、これらの例にも統一的に説明を与えることができる。心理活動というのは、その心理活動を行なうものに非常に密着した概念である。よって、心理活動を表す動詞の使用は必然的にその活動を行なうものを強く含意する。そのため、この類の動詞を用いて中間動詞構文を形成しようとしても、表されない動作主（この場合心理活動主）から焦点を完全に外すことができず、結果、主語主題項の責任性が低くなる。だから、一般に心理活動を表す動詞から形成された中間動詞構文は(17)の条件にあわないので容認不可能となるのである。

ここまでは、使われる動詞の語彙的特性から、その動詞を中間動詞構文で用いる際に(17)の条件に抵触し非文になる例であった。しかし、(17)が文の意味全体を問題にする条件であるということは、責任性を左右するような文脈によって文の容認性が変化する例もある、ということになる。2節の(11)で挙げたeatの例がそれに当てはまるだろう。

- (11) Apples eat easily, but I don't like pineapples because they're too much trouble to eat. (Tenny 1987 : 87)

- (24) *This apple eats easily.

eat, drink は、消費の動詞でもあるが、得に摂取活動を表す動詞である。従って、摂取者が強く含意される動詞であるため、通常は中間動詞構文で使用する(24)のように容認不可能である。しかし、(11) a では、but 以下の文により、パイナップルは食べにくい、それに比べて林檎は食べ易い、というように、apples に対して責任性を生み出すような文脈で用いられており、(17)の条件に合致する方向へ近づくため容認可能性が増すのである。

文脈により容認可能性の左右される別の例として、(25)にあるように、中間動詞構文の主語が複数になっていて一般性の高い場合よりも、定冠詞等を伴った特定の場合同方が容認性が高くなるということが挙げられる。

- (25) a. { This book sells well.
?Books sell well.
- b. { This search light turns on quickly.
?Light turns on quickly.
- c. { Japanese cars handles smoothly.
?Cars handle smoothly.

名詞の表す内容が特定のであれば、動詞の表す行為についてその名詞の表すものの担う責任の比重は大きくなるだろう。

以上のように責任性は、英語の中間動詞構文に対する制約として、例外がほとんどない程度にカバーしている点で妥当であると考えられる。さらに責任性が特に中間動詞構文に関係することは、以下のように、受け身化や形容詞化には中間動詞構文について責任性で説明されたような対比が現れないことからさらにはっきりする。

- (26) a. *This book buys easily.
cf. This book sells well.
b. This book was bought by the boy.
cf. This book is sold by that man.

- c. This book is buyable.
- cf. This book is quite sellable.
- d. *French acquires easily.
- e. French was acquired by the boy.
- f. French is acquirable, indeed.

以上、この節では、中間動詞構文には、責任性という文の意味全体にかかる意味論的条件がかかっているということを論じた。次節では、この責任性の条件が、中間動詞構文の特徴のひとつである副詞類との共起の要請の根拠となっていること、そしてこの構文に現れ得る副詞類の種類を選択の基準としても働いていることを示す。

4. 副詞類修飾

この節では、責任性を用いて中間動詞の副詞類との共起という特徴について次の2点を説明する。

- i) 中間動詞が常に副詞類や否定表現、法表現と共起しなければならないこと。 (4.1 節)
- ii) 中間動詞と共起する副詞類はある特定の種類のものに限られること。 (4.2 節)

4.1 副詞類の要請

一般に中間動詞構文は常に副詞類(あるいは否定表現や法表現)を伴わなくてはならないことが知られている。

- (27) a. This book reads *(well).
- b. The wall paints *(easily).
- c. The chicken kills *(easily).
- d. This dress won't fasten.

この問題に関しては Fellbaum (1985)、Fagan (1988) で「文においては言及するにふさわしい情報 (newsworthy information) がなくてはならない」とい

う観点で説明されている。つまり、共起している副詞が主語名詞句についての言及するにふさわしい情報を携えているということになる。ここでは上の i) ii) を(17)の責任性の条件によって説明する。

まず最初に、副詞が現れていない非文*This car handles (対照強勢 (contrastive stress) のないもの⁵⁾) を考えてみる。この文は、単に「この車はハンドルを動かすことができる⁶⁾」という当たり前のことを述べているにすぎず、Fellbaum (1985)、Fagan (1988) の言い方を使えば「言及するにふさわしい何の情報も持たない」ということになる。この「当たり前」というのは、「車は普通ハンドルが操作ができるのは当たり前」ということで、「ハンドル操作ができること」は何もこの車に特別なことではないので、責任性に関していえばこの文において this car は handling に責任がないという読みとなるといえる。故に容認不可となる。次に、This car handles smoothly という副詞を伴う文ではどうだろうか。ここで注意したいのは、この smoothly という副詞が、主題項の特性としての容易さを述べているもので、動作主項についての動作の様態を述べているものではないことである。このことは、動作主がハンドルを滑らかに動かせるというのではなく、その車の特質として滑らかさがあることを意味する。例えば、他の車ではハンドルがこれほど滑らかには動かないかもしれない、ということも考えられる。つまり滑らかに動くというのはその車の特筆すべき特質であり、それ故 this car はこの動作に責任があるということになる。従って、中間動詞構文の責任性の要請(17)に一致し文法的になる。

否定を含む場合もまったく同様の説明ができる。次の文のペアを考えてみよう。

(28) a. *The dress fastens.

b. The dress won't fasten.

ドレスは普通なんらかの方法で締まるものであるから、「締まる」ことはドレスについて取り立てていう特性ではない。よってそのことだけを述べた a の文ではドレスに責任性がない読みにしかならず容認不可能になる。一方 b 文において、「締まらない」ことはドレスについて異常であるから、それはそのドレスの言及すべき特質である。逆に言えばそのドレスは締まらないことに対して責任

があるのである。よって (28) b のような) 否定の中間動詞構文の例においては not という否定の意味の存在が主語主題項の責任性を引き起こして、そのために (17) の条件に合致することになり適切な文になっているといえる。

他に中間動詞構文と共起する対照強勢や法についても、責任性との関わりにおいて、上で示したものに準じた説明がなされ得るだろう。

まとめると、中間動詞構文では、副詞類等が主語主題項の責任性を生み出す読みをつくっているということになる。故に、中間動詞構文における副詞の共起の要請は、この構文にかかる制約である「主題項の責任性」を引き起こす、という動機づけによると説明される。

4.2 共起する副詞類の種類

中間動詞が常に副詞類と共起することは 4.1 節で見たが、(29) から (32) の例からわかるように共起する副詞類の種類には制限がある。

- (29) These chairs fold up $\left\{ \begin{array}{l} \text{easily} \\ \text{quickly} \end{array} \right\}$
 $\quad \quad \quad * \left\{ \begin{array}{l} \text{clumsily} \\ \text{competently} \end{array} \right\}$

- (30) Russian novels read $\left\{ \begin{array}{l} \text{easily} \\ \text{like mysteries} \end{array} \right\}$
 $\quad \quad \quad * \left\{ \begin{array}{l} \text{by the fireplace} \\ \text{voraciously} \end{array} \right\}$

- (31) Japanese cars handle $\left\{ \begin{array}{l} \text{well} \\ \text{smoothly} \\ \text{easily} \end{array} \right\}$
 $\quad \quad \quad * \left\{ \begin{array}{l} \text{expertly} \\ \text{cautiously} \\ \text{carefully} \end{array} \right\}$

(Fellbaum 1985 : 24)

- (32) *The novels sell proudly. (Fagan 1992 : 56)

注意深く見てみると、上の例で中間動詞構文と共起できないとされている副詞

類は全て、中間動詞構文においては顕示的に表されていない動作主項がその動作をする際にどのように行なうのかを述べている様態副詞である。前セクションで少し触れたように、中間動詞構文に現れる副詞はこのような様態副詞ではなく、主語主題項についての特性を述べるものでなくてはならない。では何故そうなのだろうか。前セクションでこの構文では主語主題項に責任性を与えるために副詞類が必要であると主張した。ならば当然、共起する副詞類は主語主題項に責任性を与える文脈をつくりだすような種類のものでなくてはならないはずである。中間動詞構文では焦点が主語主題項に集中しなければならないにもかかわらず、主語の様態副詞が用いられると焦点が動作主にも分割して、その結果主語主題項の責任性が低下してしまい(17)の責任性の要請に合わないことになる。よって、中間動詞と共起できるのは、主語主題項に焦点を向け、それを動詞の表す動作に対して責任のあるようにするような、つまり、主語主題項についてその特性を述べるような副詞でなくてはならない。

以上のように、中間動詞構文において生起できる副詞類についても、責任性で説明が可能である。

5. 結 論

この論文では英語の中間動詞構文において責任性が意味論的制約として重要な役割を果たしていることを示した。この制約が中間動詞構文の他の特徴、特に潜在的動作主の地位にどのように関わるのか等の問題は、この意味的制約と中間動詞構文の統語構造との関係の問題として、さらなる探求が要求される部分であろう。

注

1. (15)の a, b の文が総称的な文であるということに対して、それぞれ
Birds are singing.
Dogs are barking.

という進行形の文の存在が問題になるかもしれない。しかし、これらの進行形の文の場合は活動 (activity) を表す文としてとらえられるので、(15) a、b の文とは別の性質のものであると考えられる。

2. BIRDS sing. や ELEPHANTS are big. のように強勢を伴えば、(犬は歌うように美しくは鳴かないが) 鳥は美しく鳴く、とか、(蟻は小さいけれど) 象は大きいのだ、といったように、主語に責任のある読みが可能であろう。
3. Tenny は、push the cart のような動きの動詞も i) state of being in motion、ii) finite distance moved で区切り付けされ得るとして、それと同様にこの例での walk を区切り付けされる動詞であるとして説明を試みているが、彼女自身?? をつけているように文法性はかなり落ちるものと思われる。
4. この文の入力は、例えば John walked ten miles のようなものである。Levin and Rappaport (1992) の分析に基づけば、この文では度量句 ten miles があるので、注 3 で述べた Tenny (1987) の意味で区切り付けがされており、本質的な方向を語彙化していると考えられ、非対格動詞 (unaccusative) と分類される。その LCS が (22) である。非能格動詞 (unergative) の walk の意味は (22) において手段の節に含まれている。
5. This car HANDLES. のように対照強勢がある場合は、「(ハンドル操作のできない他の車に対して) その車はハンドル操作ができる」というように事実上法表現を含むことになるのでここでの例には入れない。
6. Fellbaum (1985) では中間動詞構文は一般的遂行可能性 (generic do-ability) を述べるとある。

参考文献

- Booij, G. (1992) "Morphology, Semantics and Argument Structure," in I. M. Roca ed., *Thematic Structure : Its Role in Grammar*, Foris, Berlin.
- Chomsky, N. (1981) *Lectures on Government and Binding*, Foris, Dordrecht.
- Fagan, S. M. B. (1988) "The English Middle," *Linguistic Inquiry* 19, 181-203.
- Fagan, S. M. B. (1992) *The Syntax and Semantics of Middle Constructions : a Study with Special Reference to German*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Fellbaum, C. (1985) "Adverbs in Agentless Actives and Passives," in W. H.

- Eilfort, P. D. Kroeber, and K. L. Peterson, eds., *CLS 21, Part 2 : Papers from the Parasession on Causatives and Agentivity*, Chicago Linguistic Society, University of Chicago, Chicago, Illinois.
- Fellbaum, C. (1989) "On the "Reflexive Middle" in English," in C. Wiltshire, R. Graczyk, B. Music, eds., *CLS 25, Part I : The General Session*, Chicago Linguistic Society, University of Chicago, Chicago, Illinois.
- Hale, K. and S. J. Keyser (1987) "A View from the Middle," Lexicon Project Working Papers 10, Center for Cognitive Science, MIT, Cambridge, Massachusetts.
- Hale, K. and S. J. Keyser (1988) "Explaining and Constraining the English Middle," in C. Tenny ed., *Studies in Generative Approaches to Aspect*, Lexicon Project Working Papers Number 24, Center for Cognitive Science, MIT, Cambridge, Massachusetts.
- Keyser, S. J. and T. Roeper (1984) "On the Middle and Ergative Constructions in English," *Linguistic Inquiry* 15, 381-416.
- Levin B. and M. Rappaport (1992) "The Lexical Semantics of Verbs of Motion : the Perspective from Unaccusativity," in I. M. Roca ed., *Thematic Structure : Its Role in Grammar*, Foris, Berlin.
- Roberts, I. (1987) *The Representation of Implicit and Dethematized Subjects*, Foris, Dordrecht.
- Tenny, C. L. (1987) *Grammaticalizing Aspect and Affectedness*, Doctoral dissertation, MIT, Cambridge, Massachusetts.
- Vendler, Z. (1967) *Linguistics in Philosophy*, Cornell University Press, Ithaca, New York.
- Wasow, T. (1977) "Transformations and the Lexicon," in P. W. Culicover, T. Wasow, and A. Akmajian, eds., *Formal Syntax*, Academic Press, New York.
- Zubizarreta, M.-L. (1987) *Levels of Representations in the Lexicon and in the Syntax*, Foris, Dordrecht.

Synopsis

The English Middle and the Notion of Responsibility

By Keiko Yamada

Middle constructions have many syntactic and semantic idiosyncrasies. Therefore, they have been dealt with in a number of studies about argument structures and semantic structures. It has been well-known that the middle formation in English is subject to rather strict syntactic and semantic constraints, unlike the passive formation. In this paper, arguments are concentrated on semantic constraints on the middle construction. We first examine the Affectedness Constraint, which states that only verbs with arguments which undergo some change of state (i. e. affected arguments) may form middles. However, there are many verbs forming middles by externalizing arguments that are not affected in any sense. This fact suggests that the Affectedness Constraint is not a proper constraint on the middle formation.

Tenny (1987) argues that the notion of affectedness is related to that of delimitedness. Her claim is that the affectedness may be defined as the property of a verb, such that it describes such situation or happening that can be delimited by the direct argument of the verb. And she insists that the notion of affectedness defined in this way characterizes the verbs that allow the middle formation more adequately. However, the notion of delimitedness is not entirely clear, and her explanation also has some cases that fails to be accounted for.

So, I show that the notion of responsibility can explain better which verbs are qualified for the middle formation and which are not. The Responsibility Constraint says that the (understood) object of a verb can be used as the subject of a middle sentence if it is understood to be responsible for the action of the verb. I argue for the claim that the notion of responsibility is a right kind of semantic constraint on the middle formation.

A second aim of this paper is to show that the Responsibility Constraint is consistent with the properties about adverbials in English middles. It is known

that middle verbs must be accompanied by adverbials or some other kind of modification like negation or modality. Given the assumption that the focus is completely shifted from Agent to Patient in English middle constructions, we can account for the adverbial requirement in this construction using the notion of responsibility as follows : adverbs are necessary to make the subject Patient responsible for the action described by the verb, and only such kind of adverbials can co-occur with middle verbs. Thus, the notion of responsibility, which explains the occurrence of adverbials in English middle constructions, can be seen as a constraint on the meaning of an entire middle sentence, not on individual lexical items.